

令和3年

総務委員会会議録

とき 令和3年9月22日

品川区議会

令和3年 品川区議会総務委員会

日 時 令和3年9月22日(水) 午前10時00分～午前11時19分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 渡辺 裕一 君 副委員長 たけうち 忍 君
委員 小芝 新 君 委員 渡部 茂 君
委員 おくの 晋治 君 委員 須貝 行宏 君
委員 田中 さやか 君 委員 大倉 たかひろ 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 堀 越 企 画 部 長
黒田 計 画 推 進 担 当 部 長 佐藤(憲) 企 画 調 整 課 長
(財 政 課 長 事 務 取 扱)
佐藤(聡) 計 画 担 当 課 長 大 澤 広 報 広 聴 課 長
宮 澤 情 報 推 進 課 長 榎 本 総 務 部 長
(情 報 戦 略 担 当 課 長 兼 務)
古 卷 総 務 課 長 崎 村 人 事 課 長
東 野 経 理 課 長 (人 材 育 成 担 当 課 長 兼 務)
工 藤 区 議 会 事 務 局 長

○午前10時00分開会

○渡辺委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、意見書（案）について、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。

なお、本日の委員会もこれまでと同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、所管する議題が終わり次第ご退席いただきます。また、審査の都合上、お手元に配付してあります審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行いますので、ご了承ください。

それでは、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をお願いいたします。

4 その他

(1) 所管質問について

○渡辺委員長

初めに、予定表の順序を変更して、予定表4のその他のうち、(1)所管質問についてを先に議題に供します。

昨日の委員会において、田中委員より今定例会の一般質問に関わる所管質問の申出がありました。質問項目は、大沢議員の一般質問のうち「デジタル化への対応について」の質問の中から「情報戦略担当新設に伴う任期付職員採用の検討内容について」と、石田秀男議員の一般質問のうち「総合実施計画について」の中の「まちづくり等について」のうち、「広町地区における、にぎわい施設建設の想定や計画の有無について」でございます。

質疑等は申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしく願いいたします。

それでは、改めまして田中委員の所管質問、まず「情報戦略担当新設に伴う任期付職員採用の検討内容について」、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

○田中委員

9月16日の大沢真一議員の質問の「デジタル化への対応について」の質疑の中で、区の対応として、「情報戦略担当新設に併せて任期付職員の採用を検討中」とご答弁がありました。どういった人材を何人採用して、任期はどの程度を検討しているのか。その状況について、お知らせください。

○渡辺委員長

質問が終わりました。

それでは、理事者より答弁をお願いいたします。

○宮澤情報推進課長

検討状況のお問合せです。

区ではデジタル化を進めていくに当たりまして、本年4月に情報戦略担当課長と情報戦略担当を新設いたしました。推進のさらなる強化を図るために、高度な専門性と抱負な経験を持つ民間の人材を、情報戦略担当課長として、課長級の一般職任期付職員を1名採用予定としております。公募により、採用するべく準備を進めているところでございます。

任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間を予定しているところでございます。

○渡辺委員長

答弁が終わりました。本件に対しまして、ご質疑等ありましたら、ご発言願います。

○田中委員

今課長級の方を2年間採用ということだったのですが、課長級の方を2年間採用ということがいまいちよく分からないというか、なぜ課長級なのかということと2年間という期間の根拠をお知らせいただけますか。

○宮澤情報推進課長

まず、なぜ課長級なのかというお問合せです。今回求めている人材というのは、高度に専門性があり、豊富な経験を持つ方。デジタル人材と言われている方、経済産業省もレベルというスキルの標準というものを示しておりまして、いわゆる高度な人材に当たる方というのはその中でレベル4相当以上という形で、レベル4相当の方がどういう方かといいますと、プロフェッショナルとしてスキルを確立していて、プロジェクトを動かせ、そしてまた人材育成等もできるというところから、今回区のデジタル化を進めていくに当たって、その推進体制の中心的人物として、現場の実情に合わせて管理者の立場から助言等ができるようなそういった人材を想定しておりまして、課長級というところになってございます。

2つ目の2年間というところですが、採用に当たっては、区の計画状況等によりまして、採用日から5年を限度に任期を更新する場合があるということにしております。2年間にしているのは、区のデジタル化を進めていくに当たりまして、自治体デジタルトランスフォーメーション推進手順書というのが国からも示されておりまして、例えば情報システムの標準化の対応であったり、行政手続のオンライン化、そういったものを令和6年、または令和7年度末までに進めていくというところから、まず2年間という形にしているところです。

○田中委員

まず、期間ですけれども、今は2年間としているけれども、延びる可能性も考えられるということですかという確認と、あと、その2年間で課長級という今のお話でしたけれども、2年間の間に高度な専門性を持つ課長の知識を任期が終わった後に課長になれる方が習得しなければならないではないですか。そのための引継ぎというか、そういったことなども含まれての最大5年間の期間ということなのでしょうか。

今プロフェッショナルのレベル4相当の方がいなくなってしまう後について、どのような計画を立てているのかなど、そこのところをお知らせいただければと思います。

○宮澤情報推進課長

まず1点目でございます。2年間という部分の最大5年という部分に関しましては、業務の都合上、いわゆるデジタル化の進捗状況等を踏まえて、5年を限度に更新する可能性があるというところです。その後の部分になりますが、今回求める人材の中に、デジタル人材の育成、区の職員として、内部の職員がデジタル人材に対応するための知識等を習得するには、相当期間がかかるというところがございます。それもありまして、知識等の豊富な民間人材を採用するところでございます。

その2年間の中で、デジタル人材の育成ということにも取り組んでいただきたいと考えておりまして、一般職員を含めてデジタル化に対応できるような職員育成も考えているというところでございます。

○須貝委員

レベル4相当の方が来られるということですが、その方は現在それなりの高収入を得ている方が多い

のかなというふうに想像できるのですが、相当の額を支払わないと、高報酬でないと実際には来てくれないのではないかと懸念があるのですが、その辺は大丈夫なのですか。そういう人材を持ってこられるようなそういうシステムがあるのか。

それと、今田中委員からもありましたが、このデジタル化というのは、日進月歩、どんどん進化しているのではないですか。1年というか半年たったらまた手法が変わって、いろいろなソフトウェアも変わってくる。対応も様々変わっていきまして情報化、そして個人情報等を考えたら、もうとてつもない膨大な仕組み。対応できる組織がなくては駄目だと思うのですが、その辺について思うと、がっちりとその組織をこれから広げていくとか基盤をしっかりさせて、永続的にやっていくような仕組みが必要ではないかなというふうに思うのですが、それについてご見解だけ聞かせてください。

○宮澤情報推進課長

まず1つ目のデジタル人材の募集に当たる部分です。公募という形で行います。デジタル人材、民間企業でもデジタルトランスフォーメーションに取り組む企業は大変多く、不足していると言われているところがございますが、自治体のこういったデジタル人材の報酬に対する支援策というものが国のほうでございまして、自治体の募集状況というのを、国、総務省になります。登録しているデジタル人材向けに情報発信をしたり、企業向けに発信をしたりというシステムが出来上がってきておりますので、そういったものも活用して、多く募集が集まるような形を取っていきたいと思っております。

2つ目の組織という部分になります。今後、区のデジタルトランスフォーメーションを進めていくに当たりましては、組織横断的な体制という形で、全庁的に取り組んでいくということになっております。その中で、情報推進課の中に情報戦略担当という組織ができておりますので、区の中の司令塔として、デジタル化を進めていくという形になっております。

○須貝委員

分かりました。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○田中委員

体制を聞きたいのですけれども、今後、新しい課長とかがいらっしゃって、情報戦略担当と情報推進担当のところの体制が、今情報推進課が16名ということですよ。体制がどうなるのかということなどを伺いたいのですけれども。

○宮澤情報推進課長

情報推進課の中に情報戦略担当という新しい部署がございます。新たに採用する方につきましては、情報推進課の中で情報推進課長と協力しながら、区のデジタルトランスフォーメーションの推進に取り組んでいくということになってございます。

○田中委員

私の質問の仕方が悪くてごめんなさい。

情報戦略担当の任期付のレベル4相当の方がいらっしゃる部署の構成というか、何人ぐらいの方たちがこの情報戦略担当の中に今後育成の人材として、ここに関わるのかといったところを知りたかったのですけれども。

○渡辺委員長

想定含めて答えられる範囲で。

○宮澤情報推進課長

情報推進課、職員16名おまして、そこに課長級の職員が入っていただくという形になります。情報戦略担当というセクションについては2名職員がおりますが、情報推進課全体を通じて、区のデジタルトランスフォーメーションを各所管課と連携しながら進めていくというところでございます。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかになれば、以上で「情報戦略担当新設に伴う任期付職員採用の検討内容について」の所管質問を終了します。

続きまして、「広町地区における、にぎわい施設建設の想定や計画の有無について」。こちらも本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いします。

○田中委員

9月16日の石田秀男議員の「総合実施計画について」の一般質問の中で、企画部長がお答えだったので、ここが所管すると思うので何うのですけれども、新庁舎に関連したにぎわいゾーンの質問に対して、多くのにぎわい集約ができる施設が必要とご答弁をされていたと思うのですが、その多くのにぎわい集約ができる施設というものはもう建設の想定がされていて、計画などがあるのかといったところを伺いたいです。

○渡辺委員長

質問が終わりました。それでは、理事者より答弁をお願いします。

○佐藤（聡）計画担当課長

広町地区のにぎわい集積ゾーンにおける施設整備についてのお尋ねでございます。

現在、にぎわい施設に関する具体的な整備計画についてはございません。区はこれまで大井町駅周辺地域のまちづくり方針ですとか、大井町を含めたまちづくりにつきまして、区民の方からご意見を伺いながら計画を進めてきたところでございます。その中で区の中心核としてふさわしいにぎわい創出を図る地域として、こちらは位置づけられております。

また、現在新庁舎の計画につきまして、新庁舎の規模を含めて検討が進んでおりますので、今後、にぎわい施設の整備につきましても、そちらを踏まえて検討してまいります。

○渡辺委員長

答弁が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○田中委員

部長の一般質問での答弁に「集約ができる施設が必要」という言葉があったと思うのです。なので、区として今のところ計画自体はないといったご答弁だったのですけれども、今後の新庁舎の状況を見て検討していくということで、検討の中には今後造っていくということが含まれているのか。そのところについて伺いたいと思います。

○佐藤（聡）計画担当課長

先ほどのご答弁で申し上げましたけれども、こちらにつきましては、大井町駅周辺地域まちづくり方針ということ、区のほうで定めております。その中で、現在の庁舎および新庁舎の検討をしている地域につきましては、行政機能およびにぎわい集積ゾーンという位置づけになっております。

基本的には新庁舎のほうを先行して検討しておりますので、そちらの規模ですとか、位置も含めて、そちらのほうの検討が終わりまして固まってから、今後にぎわい施設の具体的な検討をしていくという順番で考えておりますので、新庁舎の検討が終わりましたら、検討を進めていくという形でございます。

○田中委員

分かりました。新庁舎の検討次第で今後見ていくといったご主旨だったと思います。もし今後、施設を造るといった話にもしなっていくとするのであれば、ぜひその中に福祉施設というのを絶対に外さないでいただきたいということを強く求めたいと思います。

福祉施設の対象は子供だったり、障害者、高齢者の方たち当事者が集まって議論ができる。どういったものが、今本当に一番重要なのかといったことが議論できるような場というのも、ぜひ今後もし造るのであれば、そういう計画とかが検討されるときには、ぜひその方たち、当事者の方たちを交えた話合いの場を持っていただきたいと強く要望したいのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤（聡）計画担当課長

こちらにつきましては、にぎわい施設ということで、区の中心核である大井町エリアのさらなるにぎわいの向上ということを目的としている地域でございますので、区民の方からの意見を伺いながら、検討を進めたいと考えております。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

ほかになれば、以上で所管質問を終了いたします。

計画担当課長、情報推進課長、人事課長はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

1 意見書（案）について

○渡辺委員長

次に、予定表1、意見書（案）についてを議題に供します。

昨日採択いたしました令和3年請願第6号および第7号は、意見書の提出を求めるものでございましたので、正副で調整し、お手元に配付のとおり意見書（案）を作成させていただきました。

それではまず、案文を書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○渡辺委員長

朗読が終わりました。

ご意見等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

よろしいですかね。

それでは、こちらの意見書を総務委員会の委員を提案者として、本会議最終日に提出することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

では、そのようにいたします。

意見書の提案説明は正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ありがとうございます。以上で本件を終了いたします。

2 報告事項

在住外国人向け情報のLINE配信事業の開始について

○渡辺委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。それでは、在住外国人向け情報のLINE配信事業の開始についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○古巻総務課長

それでは、私から在住外国人向け情報のLINE配信事業の開始につきまして、ご報告させていただきます。

こちらの事業ですけれども、令和3年度の新規事業といたしまして、開始するものでございます。生活情報をやさしい日本語と英語で配信するという内容になります。

事業内容、細かいところは項番1のところに記載がございますけれども、まずやさしい日本語用と英語用と2つのLINEアカウントを開設いたします。そのLINEアカウントを使い、週2回程度の配信を予定してございまして、内容につきましては、(3)にございまして、区からのお知らせや、今ですと新型コロナウイルス関連情報、また、ごみの捨て方ですとか、台風や大雨に関する情報などを、こちらの区や都、それから国の該当する、または関連するページへのリンクも含めて配信する。このような形で考えております。

事業の目的、項番2になりますけれども、現在9月1日時点ですが、12,836人、区内に在住の外国人がいらっしゃいますが、そちらの外国人の方に向けて、情報弱者とならないよう情報面で支援をしていくという形で事業を進めていきたいと思っております。

配信の開始日につきましては、項番3にあるとおり、令和3年10月15日を予定してございます。

最後に周知の方法ですけれども、資料に記載のとおりですが、チラシを作りまして、そちらを掲示、または配布をしていく。区のホームページでのお知らせ、周知をしていきます。また、広報しながら、これは日本語のものでございますけれども、令和3年10月21日号、また、英字広報は少し開始から遅れますけれども、11月10日号に掲載して、お知らせをしていきたいと思っております。また、区のSNSのほうも随時活用いたしまして、周知いたします。

また、国際友好協会をはじめ、外国人関連団体等が幾つかございますけれども、こちらへは直接チラシを持ち込むなどしまして、個別に周知をし、関連する在住外国人の方々に広く周知されるようにしています。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○田中委員

今現在ある品川区LINE公式アカウントの今のフォロー数というのは、区民の大体どの程度が活用されていて、また今回の在住外国人向けのLINEについては、現在12,836名いらっしゃるという

うことだったのですけれども、どの程度の方が登録してくださると見込んでいるのかといったところを伺いたいのですけれども。

○古巻総務課長

区のLINEのフォロワー数、登録数は今手元にはないのですけれども、外国人向けのこういったアカウントにつきましては、ほかの区で新宿でしたか、やっているのですが、数百人程度の登録ということなので、まずは数百人程度になろうかと思えますけれども、なるべくやさしい日本語と英語で大体8割から9割ぐらいの方々が情報を取れるという統計的なデータの裏づけもあるので、なるべく多くの方に登録していただけるよう勧めていきたいというふうに、所管ではそのように考えております。

○大澤広報広聴課長

区の公式アカウントは現在登録数約7千となっております。

○須貝委員

今回2つのアカウントを開設して、いい情報を配信するということなのですが、外国人の方、住んでいる方の居住先等は区のほうで把握されているのでしょうか。

確かに情報を配信する、いろいろ広報の媒体を使って伝えるということも1つだと思うのですが、ただそれだと相当漏れるということが想定されると思うのです。もし、居住先等を把握できているようならば、郵送などでできるだけ本人宛てに、直接ダイレクトに連絡する。それでも届かない場合があると思うのですが、そういう工夫というのはされているのでしょうか。教えてください。

○古巻総務課長

居住先につきましては、当然外国人登録がありますので、把握しようと思えばできるものであると思います。ただ、個別の通知については、今のところ予定はしていません。委員のご提案もごまいすので、いかにしたら広く周知できるかということはさらに検討を進めていきたいと思いますが、あまり日もないことですので、まずはチラシ等で周知しながら継続的に周知をしていくでありますとか、外国人関連団体にお知らせすることで、それなりの広がりを持つのかなというふうに思っておりますので、ご提案も参考にさせていただきながら、今後進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○須貝委員

ほかの自治体の情報発信を見たら、「友達が友達に伝えてくださいよ」というようなことがコメントとして書いてあるのですけれども、せっかくだいいいこと、また、品川区では防災もそうですけれども、コロナ対策もそうです、清掃等、様々な事業があるわけで、せっかくだいいいことをやっているの、それを何とか見てもらえるような工夫を私にしたほうが、かえって品川区のイメージアップにもつながるかと思えますので、よろしくご検討のほうお願いいたします。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○たけうち副委員長

確認ですけれども、LINEということなので、文字で配信される。それとも音で。

○古巻総務課長

基本的には文字での配信になります。一部絵みたいな、図表というか、そのようなものも使われることになろうと思えますけれども、基本的には文字情報の配信です。

○たけうち副委員長

今は英語と日本語ですけれども、今例えばホームページなどは中国語や韓国語もやっていますが、今

後はそういうふうにもう少し言語を増やしていくような方法もあるのかどうか。

○古巻総務課長

先ほどもご答弁させていただきましたが、8割程度はやさしい日本語と英語である程度把握ができるというような認識を持っておりませんが、今後のサービスの拡大につきましては、配信内容も含めて、随時広げていくとか、緊急情報等をすぐ流せるようにしたいとかそういったことも含めていろいろ検討を進めておりますので、言語につきましても、必要に応じてまた拡大していくこともあろうかとは思いますが。

○田中委員

すみません。予算は幾らですか。伺いたいと思います。

○古巻総務課長

今細かい数字の資料が手元にないので、申し訳ございません。だいたい300万ぐらいの金額でございます。

[同日後刻に[999, 000円]と答弁訂正あり]

○田中委員

それは周知とかも含めての金額なのか、ざっくりで構わないのですけれども。

○古巻総務課長

周知のチラシの印刷代等もありますけれども、基本的には英語に翻訳をしていただくというような委託もしますので、そういった委託費用も含めての金額です。

○田中委員

ありがとうございました。

○渡辺委員長

ほかはよろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

広報広聴課長はここでご退出いただいて結構でございます。ありがとうございました。

3 所管事務調査

契約関係について

○渡辺委員長

次に、予定表3の所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月7日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、契約関係についてを調査項目とします。

この契約関係については、今回を含め2回取り上げる予定でおります。今回は契約事務の概要として、契約制度全般について、理事者よりご説明を頂き、質疑を行いたいと思っております。

なお、公契約条例の検討や入札における最低制限価格制度等については、2回目で取り上げたいと思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○東野経理課長

それでは、所管事務調査、契約事務の概要につきまして、ご説明いたします。資料につきましては、最初に1ページをご覧ください。

初めに、1、自治体契約制度でございます。契約は、当事者間の合意によって成立する法律行為でありまして、自治体の契約であっても私人間の契約と異なるところはございません。自治体が締結する契約を規律する根拠法規も、民法その他の私法で、効力その他の契約の要素は全て私法の適用を受け、契約自由の原則に立脚するとともに、信義誠実の原則の適用を受けるものでございます。

しかしながら、自治体が締結する契約は、公益を目的として行うものでございまして、一定の手続的要件が加わっております。例えば当事者間の合意のみで契約成立することはなく、書面による見積りを徴取し、契約書を取り交わし、適正な請求書により支出するなどの手続きが必要となっております。

こうした手続きを規定するものとしたしまして、地方自治法などの法令や条例・規則等がございます。これらを遵守し、契約事務の適正かつ効率的な執行を図っているところでございます。

次に2の具体的な契約方法でございます。地方自治法および同法施行令では、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4つの方法が規定されております。

一般競争入札は、公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みのうち、地方公共団体にとって最も有利な条件を持って申込みをした者を選定し、その者と契約を締結する方法でございます。

品川区が実施しております(1)制限付一般競争入札では、契約の種類・金額に応じまして共同格付・順位・実績・区内業者優先などの地域要件等の条件を付して、制限をつけて、一般競争入札を行っております。また、品川区制限付き一般競争入札実施要綱によりまして、対象案件を規定してございます。現在、工事・委託・賃貸借・物品供給契約におきまして、それぞれの予定価格が、1,000万円以上のものと規定しております。

次に、(2)地方自治法施行令第167条に基づく指名競争入札でございます。指名競争入札は、資力や信用、実績、地域性などについて、区が適当と認めた者を選定し、複数の業者を指名し、その中から落札者を決定して契約を締結する方法でございます。選定する業者数は、発注金額によりますが、登録者数や実績等により、案件ごとに判断して指名してございます。工事につきましては、品川区工事請負指名業者選定要綱により、選定数の規定がございます。

対象範囲でございますが、工事・印刷に関しましては、1件予定価格が130万円を超え1,000万円未満のもの、物品に関しましては、80万円を超え1,000万円未満のもの、委託に関しましては、50万円を超え1,000万円未満のもの、賃貸借につきましては、40万円を超え1,000万円未満のものが指名競争入札の対象となっております。

次に、(3)随意契約でございます。随意契約は、競争入札等の方法によらず、任意に適当と認める相手方を選択し、契約を締結する方法でございます。また、地方自治法施行令で金額や条件等が制限されております。

例えば、指名競争入札の1件予定価格に至らない金額の場合につきましては、原則、複数の事業者から見積書を徴し、見積合わせを行い、最も低額の事業者と随意契約を締結します。また、契約の性質、もしくは目的が競争入札に適しないとき、例えば専売特許などを有していて、その事業者しか納品できない、履行できない場合や、緊急の必要により競争入札に付すことができない場合などは業者推薦理由書の提出により経理課と協議をし、金額に関わらず、随意契約とすることができます。

(4)にまいりまして、せり売りでございます。動産の売払いでせり売りに適している場合に行うもので、一番高い値をつけた者に売る方法をせり売りとしております。地方自治法にこの規定がございますが、品川区での実績はございません。

2ページにまいりまして、契約締結権限でございます。

(1)契約の締結権限ですが、品川区の場合、地方自治法第149条第2号によりまして、地方公共団体の長である区長でございます。ただし、品川区契約事務規則第3条で、総務部長や経理課長および各主管課長などに範囲を定めて委任しているところでございます。

具体的には、総務部長には1件予定価格1,000万円以上5,000万円未満の工事、製造、修繕、役務の提供等の請負および委託に関する契約や、1,000万円以上2,000万円未満のそれ以外の契約について委任をしております。また、経理課長には、1,000万円未満の契約全般について、主管課長には130万円以下の工事や30万円以下の物品購入、委託契約等について権限が委任されております。

次に、4、議会の議決を要する契約でございます。根拠につきましては、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条および第3条でございます。

対象といたしましては、予定価格が1件1億8,000万円以上の工事または製造の請負、それから予定価格4,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払いでございます。この場合、土地のみの取引につきましては、1件5,000㎡以上のものに限ってございます。

手続きにつきましては、当該案件落札の際に仮契約を締結した上で、直近の区議会に議案として提出させていただきまして、案件ごとに審議し、議決後に本契約を締結しております。議決案件に金額や期限の変更がある場合でも同様でございます。

また、予定価格が1件9,000万円以上の工事または製造の請負契約につきましては、申し合わせにより、契約締結後の直近の総務委員会でご報告をさせていただいております。

次に、5、入札方法等の変遷につきまして、主だったところを説明いたします。まず、品川区における共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱を昭和53年2月に定めまして、その後、対象工事金額を引上げ、平成3年以降現在におきましては、建築・土木工事は予定価格が4億円以上のもの、造園・設備工事は予定価格が1億3,000万円以上のものとしております。

下にまいりまして、制限付き一般競争入札が始まったのが、平成5年10月でございます。このときは予定価格3,000万円以上の工事案件を対象としておりました。現在は、平成14年、平成17年、平成30年の一部改正によりまして、物品、委託、賃貸借契約も対象といたしまして、予定価格1,000万円以上と拡大してございます。

この後ご説明しますが、簡易型プロポーザル方式につきましては、平成3年6月、簡易型総合評価方式は平成20年4月、施工能力等審査型総合評価方式は平成26年4月に導入しております。

少し戻りまして、平成10年12月ですが、入札予定価格の事前公表を開始しております。平成17年4月には、東京電子自治体共同運営サービスに参加しています。契約に関しましては、電子調達で行い、インターネット上で入札参加資格申請・受付、それから電子入札、入札情報の各サービスを受けることができるものでございます。その後、電子入札案件の拡大を順次行ってまいりまして、新規で品川区への入札参加をご希望の場合は、この東京電子自治体共同運営サービスへの登録、資格取得を求めているものでございます。

また、平成22年4月でございますが、工事の前払金限度額の引上げを行っております。中間前払金制度といたしまして、契約金額の2割を超えない範囲を導入したのも同じ年でございます。現在は前払金限度額につきましては、5億円、対象案件も、工事等に係る設計・調査・測量にも拡大してございま

す。

続きまして、3ページから4ページにかけて、6の契約制度の課題と対応につきまして、ご説明いたします。

(1)の①簡易型プロポーザル方式ですが、こちらは区が締結する契約のうち、価格のみの競争になじまないものについて、受託者を特定する方式でございます。一定の条件を満たす事業者を公募、または指名し、提案書を受け、ヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査および評価を行いまして、受託者を特定いたします。特定された事業者とは、随意契約を締結することになります。令和2年度は30件の案件がございました。

次のページに行ってくださいまして、②の簡易型総合評価方式でございます。こちらは区が締結する委託契約のうち、価格のみの競争になじまないものについて、事業の実施体制や過去の実績など、価格以外の要素を含め、総合的に評価し、受託者を決定する方式でございます。業務の質の担保と不良不適格な事業者の参入防止を図ることを目的としている制度でございます。令和2年度ですが、15件の案件がございました。

また、同様に区が発注する建設工事におきましては、施工能力等審査型総合評価方式というものがございます。これは価格点のほかに、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点や実績点、地域貢献等評価点により総合的に評価を行う方式でございます。令和2年度は17件の案件がございました。

次に、(2)適正価格および適正規模による発注でございます。予定価格の設定に当たりましては、地方公共団体においては、財務規則等により、契約の目的となる物件または役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮いたしまして、適正に定めなければならないとされております。これに従い、適正な設定に努めているところでございます。

また、工事契約におきましては、賃金または物価の変動に基づく契約金額の変更、いわゆるスライド条項を設けまして、適正な賃金水準による工事品質の確保を図っております。スライド条項の適用につきましては、昨日の委員会でご説明させていただいたとおりでございます。

次に、特に区内の多くの事業者への発注機会の確保のため、工程を超えた一括発注は極力避けまして、分離・分割発注を行ってございます。

その下、最低制限価格制度につきましては、地方自治法施行令第167の10第2項に定められている工事・製造その他についての請負契約におきまして、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるとき、あらかじめ最低制限価格を設けた上で予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする制度でございます。

工事の適正水準と品質の確保を目的に、平成25年6月より建築・土木工事で、予定価格1,000万円以上に導入いたしまして、平成26年10月に、設備工事を含み拡大しております。本年4月には対象案件を予定価格300万円以上に拡大しております。

また、現在は工事に係る設計および管理業務委託につきまして、導入を検討しております。この最低制限価格制度につきましては、次回の所管事務調査で、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

次に、(3)契約事務の透明性の向上といたしましては、予定価格の事前公表が挙げられます。事前公表をすると、予定価格を探る行為などの不正行為の防止につながる反面、契約金が高止まりになるという傾向についてご指摘がございます。区では、公告発注時に、予定価格を基準にした発注実績による制限を設けるなど、契約の透明性をより高めるために、平成10年より継続している制度でございます。

また、透明性につきましては、契約関係の規程等につきましても、各要綱や基準、契約簿、入札経過調書の写し、四半期ごとの工事発注予定表などを公表してございます。これに基づいて透明性の向上に努めているところでございます。

次に、(4)地元企業の育成。中小企業対策でございます。こちらは官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、それから、毎年度閣議決定される中小企業者に関する国等の契約の基本方針などに基づきまして、区内業者の育成や中小企業者への優先発注を行っているところでございます。品川区の工事請負指名業者選定要綱におきましても、区内業者優先の選定方法を規定してございます。

その下、前払金、中間前払金につきましては、請負業者の資金面での過度な負担とならないよう制度を導入しております。限度額につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

次に、未完成工事代金債権を担保に、完成前に債権を現金化する制度といたしまして、地域建設業経営強化融資制度や、公共工事代金債権信託制度がございまして、昨年度の実績はありませんが、今年度は、強化融資制度の申込みがありました。

次に、(5)共同企業体、ジョイントベンチャー、JVです。こちらへの発注につきましても、区内中小企業者の受注機会の増大と工事施工能力の増強を図るため、1件の工事を複数の事業者からなる企業体へ発注しているものでございます。こちら、すみません。表記にございます複数の事業者のところへ、複数の事業者から成る企業体ということで追記をさせていただきたいと思っております。

対象工事ですが、建築・土木工事は予定価格が4億円以上のもの、造園・設備工事は予定価格が1億3,000万円以上のものとなっております。令和2年度につきましては、全部で19件ございました。

(6)にまいりまして、反社会的勢力の排除と談合情報への対応等でございます。区では平成24年に、品川区契約関係暴力団排除措置要綱を定めております。措置要件に該当する場合に入札参加除外措置等を行うことができるものでございます。各契約書にはその旨を明記した暴力団等排除に関する特約条項を添付し対応してございます。

また、談合情報への対応といたしましては、刑法の公契約関係競売等妨害罪、収賄罪、贈賄罪または独占禁止法などがございまして、入札談合等関与行為の排除および防止に関する法律では、発注機関職員が発注機関の入札により行う契約の締結に際し、その職務に反し談合を唆すこと、予定価格その他の入札に対する秘密を教示すること、またはその他の方法により当該入札の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処する刑罰規定がございまして、こちらは官製談合を防ぐ目的で、規定がされているものでございます。

職員および関係者による入札情報等の漏洩、それから事業者による談合はあってはならないものでございまして、入札、契約の無効や取消、指名停止など、厳正な処分が行われるものでございます。

(7)公契約条例の検討でございますが、はじめに、公契約とは国または地方自治体等が一方の当事者となる売買、賃貸借、請負、委託等の契約でございます。公契約条例とは、地方自治体が発注する公共工事などに従事する労働者の最低賃金などを義務づける条例でございます。

品川区におきましては、平成31年4月に制定いたしました品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱によりまして、予定価格が2,000万円以上の工事請負、委託契約について、労働環境チェックシートを提出させまして、労働条件や支払賃金の確認を行ってございます。

また、公契約条例を導入している他区の状況把握、それから、建設団体や労働団体との話し合いを現在行っておりまして、課題の整理を行っているところでございます。公契約条例の検討等の状況につま

しては、次回の所管事務調査で詳しく説明させていただきます。

最後に、(8)の新・担い手三法でございます。こちらは、短縮しておりますが、正確には、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法および公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、これを新・担い手三法と呼んでおります。

こちらでございますが、平成26年に、国が品確法と建設業法・入契法を一体として改正しております。適正な利潤を確保できるよう、予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定しているものでございます。

近年では、働き方改革の推進としまして、適正な発注時期の設定、施工時期の平準化、それから休日を除くなどの適正な工期設定、生産性向上への取組みといたしましては、監理技術者制度の導入、災害時の緊急対応強化や持続可能な事業環境の確保などが、公共工事の発注者、受注者の基本的な責務として規定されてございます。

また、建設業退職金共済制度というものがございまして、こちらについての電子申請の導入、それから技術者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みといたしまして、建設キャリアアップシステムの環境整備も、国が中心になり、順次進められているところでございます。

区におきましても、国や都の動向、他区の動向を注視しながら、導入環境の整備を随時行ってまいりたいと考えております。

○渡辺委員長

説明が終わりました。大変多くの情報を分かりやすく整理していただき、ありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、公契約条例の検討、あるいは、入札の最低制限価格制度等については、2回目の所管事務調査で取り上げてまいりますので、お願いいたします。

それではご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

契約方法のところ、最初のほうのご説明のところですけども、一般競争入札をはじめとした4つの方法が規定されていると説明されていて、(1)では一般競争入札ではなく制限付き一般競争入札が実際に行われているということなのですが、実際には一般競争入札は行われていなくて、制限付き一般競争入札が行われているという理解でよいのかどうなのかということが1つ。

それから、(2)、(3)、(4)については、施行令の根拠条文が示されているのですけれども、この制限付き一般競争入札について施行令の根拠条文が示されていないのは、ネットなどでほかの文献を見ますと、施行令の第167条の5とか5の2などが根拠条文として出てきたりしているものもあつたりするのですが、それが出てきていないのは、第167条の5や5の2よりももう少し広い定義をされているのか、あるいは、わざわざ書くまでもないと思われたのか。

共同格付、順位、実績、地域要件等の条件を付すというようなものが、第167条の5や5の2より、その条文そのものなのか、それよりももう少し広いのですよというような意味なのか。細かい話かもしれませんが、教えていただければと思います。

○東野経理課長

まずは、品川区で行われている制限付き一般競争入札でございますが、これは一般競争入札ですと広く募集するということになりまして、制限をつけない場合は、不良、不適格業者の参入という部分が考

えられるものでございます。よりまして、品川区では一定程度の制限をつけまして募集を行うものでございます。

したがって、こちらの制限付き一般競争入札のところ、後括弧がない、地方自治法施行令について記載がないのは、そういう意味で、施行令にあるものとは一線を画しているといえますか、プラスアルファで品川区が行っているものとして記載をしていないということでございます。

一般競争入札につきましては、委員がおっしゃるように、地方自治法施行令第167条で規定があるものでございます。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○田中委員

今回こうした契約事務の概要が出されて、また2回もやられるということで、ありがとうございます。歓迎しております。うれしいです。

それで、契約方法のところ、地方自治法の根拠が出ているのですけれども、そうではなくて品川区での根拠というの、指名競争入札の場合は工事請負何とか要綱というのがあったと思うのですが、品川区での根拠というのと一緒に示していただきたかったなということを思います。なので、次回からぜひそういったこともしていただけると助かります。

また、3番目の契約の権限のところでも、契約権限は区長にあるが規則により総務部長等にも委任しているといった説明の中で、説明の中では数字が1,000万円から5,000万円、2,000万円という数字が出ていたのですけれども、それらも資料として残していただくと大変うれしいなということを思いました。

ですので、今後の資料の作り方といったところで、そういったところを要望したいと思いますが、いかがでしょうかというのが1点です。

また、契約方法の(3)随意契約のところですが、これも今後の要望になるのですが、随意契約が実際に上がって審査をする際に、随意契約の説明というのが資料の中ではなかなかなくて、随意契約に関しては前もって資料請求をして、どういった経緯で随意契約になったのかということ調べてから私たちはいつも態度を決めているのですが、ぜひ総務委員会の資料の中でもどういった経緯で随意契約になっているのかといった説明を、厚くしてほしいなということ強く求めたいのですが、いかがでしょうか。2点お願いします。

○東野経理課長

資料の示し方という部分におきましては、すみません。こちらはまとめる関係で少しはしょったところがあったと思っております。また、それにつきましては、今後の委員会などで随時示していける席がありましたら、示させていただければと思います。

それから、随意契約の部分ですが、先ほどもお話ししましたとおり、随意契約、いろいろなパターンがございます。競争入札に入らない金額以下の場合ですとか、特命随意契約といまして、その事業者でしか請け負えないようなものとかいろいろなパターンがございます。それらを全部示すのはなかなか難しいのかなと思いますので、開示請求などがある場合につきまして、1件1件示しているというような状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○田中委員

随意契約についてですけれども、随意契約のものを審査するときには、資料の中で少しだけでも。全

てをとというわけではなくて、どういった理由で随意契約になったのかということだけでいいので、ぜひ知らせていただけると。

その前の情報開示なども、情報開示すれば得られる情報なのですからけれども、ほかの委員の方たちにも共有できたほうがいいのではないかなということをおもうので、ぜひ検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○東野経理課長

随意契約の理由につきましては、規定がございます第何号という部分で示させていただいているものが根拠になるのですが、細かいものにつきましては、先ほどお話しさせていただきました業者推薦理由書などによって、細かく「この業者と締結をしたいのです」というような所管からの推薦があるものを提示させていただいているという状況でございますので、1件1件違うものとなっておりますので、すみませんがそういうご理解をお願いできればと思います。

○田中委員

分かりました。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょう。

○須貝委員

先ほど、一般競争入札の場合において、品川区では業者の信用の面で、一定の制限を設けているというお話をお聞きしましたが、会社の経営面、財政面、それからかつての仕事の成果と申しますか、実績と申しますか、そういうものに関して、しっかり調査した上で、一般競争入札から外しているのか、その辺は実際どうなのですか。

結局こういうふうにある程度品川区独自の制限をつけることによって、新規参入企業が逆に減ってきているというような状況がそこで生まれていないのでしょうか。もっと新規に参加できる新しい会社が、品川区の工事に関して、入札できるような仕組みづくりというものをつくっていかないとまずいのではないかなと思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○東野経理課長

業者の実績、あとは信頼性という部分でございますが、先ほどご説明させていただきました東京電子自治体共同運営サービスへの登録というものを義務づけておりますので、その審査の中でそういった実績を基に格付を行っているというものでございます。

ですから、審査につきましては、あらかじめいわゆる業者登録の段階で行っているものと理解いただければと思います。

それから、業者登録を行う際に、経営事項審査基準みたいなものもございますので、その中で一定の調査と申しますか、申出によるものということで、契約書などの確認なども行っている。そういったものでございますので、調査しているという部分では、そこでまず調査が行われるというものでございます。

また、制限付き一般競争入札を公告する際に、実績について出してくださいというような公告をした場合については、契約書の写しなどを出していただくというようなことも取っておりますので、その部分でまず第2段階の調査が行われるというふうにご理解いただければと思います。

あと、新規参入業者が減っているのではないかなという部分でございますが、こちらの制限付き一般競争入札は1,000万円以上という高額な工事発注になりますので、一定程度の実績を持っている事業

者、それから、信用性のあるような事業者に参加していただくというのが、工事の品質の確保という部分では必要でございますし、安定的な工事発注にもつながるものと考えているものでございます。

新規の参入業者につきましては、まず実績を積んでいただくという部分では、指名競争入札から入っていただきまして、そちらで実績を積んでいただいた上で大きな工事のほうへ参加していただくというような形で体制を取っているものでございます。

○須貝委員

そこでお聞きしたいのですが、品川区は支払いもいいし、コンスタントに仕事がある中で、なぜこれだけ入札する業者の件数が少ないのかというのは、どのような理由をお考えなのでしょうか。

入札記録を見ますと、毎回3社、4社、5社。この品川区だったら、支払いが途絶えるということはないので、私はもっと10社、20社、品川区でぜひ仕事をやりたいというそういう意欲のある業者が、私は自分がもし事業所だったら参加したいと思うのですが、なぜこういうふうに少ないのか。その辺のご見解をお聞かせください。

そして、一般競争入札、制限付き一般競争入札、みな様々出ています。競争というのですけれども、2社、3社で、それは競争と言えるのでしょうか。もう言葉を変えなければいけないのではないかなと思うぐらい、少数の会社が順番で仕事を取るのはいいのかもしれないけれども、多くの会社が競争して、そして入札して仕事を得るということも大事なのかなと。

そして、入札価格。予定価格を表示することによって、先ほど価格の高止まりというお話がありました。逆にその中で、幾ら電子入札は透明性がある云々はあっても、業者間同士で価格の打合せ、調整を私はできてしまうのかなと思うのです。そこら辺について、ご見解をお聞かせください。この手法での入札価格を適正な価格というふうに考えているのでしょうか。何か不安なような気がするのですが、お答えください。

○東野経理課長

入札業者が少ないのではないかとこの部分でございます。この委員会にお示しする資料につきましては、そういうような傾向があるというのは承知しているところでございますが、例えば委員会報告以外の案件では、先日も設計業務で20社以上が参加したようなものもございましたし、かなり少ないという部分では考えていないものでございます。

二、三社で競争入札と言えるかという部分でございますが、制度として競争入札という言葉を使っているというものでございまして、二、三社でも参加する業者がいる以上は競争入札ということで成り立つものと捉えております。

また、予定価格の公表によりまして、事業者間同士で調整ができてしまうのではないかとこの部分でございますが、先ほどもご説明させていただきましたいわゆる談合につながるというところにつきましては、区として看過できないところでございますので、そういう情報がありましたら、きちんと区として調べることを行います。

実際それが調整できるかどうかにつきましては、事業者間のお話ということになるのですけれども、その情報については、区として詳細なものは入ってきていないものでございます。

○須貝委員

意見だけにしますけれども、入札金額を見たら、ほぼ価格が接近している状況です。入札業者が少ないというのは、何か品川区が嫌われているのかなと思ってしまうような感じさえるのです。もっと仕事を得るために、いろいろな仕事をやりたいために、いろいろな業者が多数入って、経理課云々は大変

かと思えますけれども、何で品川区はこんなに人気がないのだろうかというふうに逆に思ってしまう。

それから、やはり先ほどお話がありましたけれども、談合はこれで防げているのか。本当に大丈夫なのだろうかということは、私は今後も考えていってほしいなど。何かいい方法があったら、そういうものも考えて、私はできるだけ多くの区民が見ても、これならかなり透明性、または公平性が大きいなど十分に思えるような仕組みづくりをしていただきたいと思います。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○田中委員

すみません。関連してですけれども、さっき聞き忘れてしまって、入札談合等関与行為の排除および防止に関する法律の説明があったのですけれども、区の中でこういう談合に関する規則・条例などがあるのかということをお知らせいただけますか。

○東野経理課長

区としての規則はございませんが、例えば指名停止基準というものがございまして、その中に談合に関するような、いわゆる社会信用失墜行為を行ったものに対する処分規定というものがございます。

○たけうち副委員長

随意契約で、金額が非常に低くて、我々の審査が全然関係ないものがいっぱいあると思うのですけれども、例えば物品とかで、変な話、質はそんなに変わらないようなもの、例えば文房具だとか、もちろんピンキリあるのでしょうかけれども、あと印刷の紙だとか、そういったものは区内事業者を優先しているのか分からないですけれども、今大手のそういうところだと多分安いのだと思うのですが、その辺の価格を、相見積りを取っているというお話なのですが、区内事業者とどちらがよいのかというのは様々なご判断があると思うのですが、大手のそういうところで取ればネットでも取れるわけですが、安いのでしょうか、そういう区内の事業者だとか、そういったところの考え方。どのようにしてやっていらっしゃるのか教えていただければ。

○東野経理課長

文具ですとか、紙ですとか、そういったものにつきましては、区内の事業者への発注を基本としていくところがございます。

先ほど、随意契約の場合の相見積り、複数業者からの見積りという部分でお話しさせていただいたのですけれども、品川区の場合は少額として、10万円以下のものにつきましては、1社からの見積りでいいということにしております。いろいろな業者から見積りを取る手数を省くためとしておりまして、そういったものにつきましては、区内事業者から見積りを取るケースのほうが多くございます。

大手のところから安くというような考え方もあると思いますが、区内業者育成という観点を品川区としては強調して契約をしているものでございます。

○たけうち副委員長

考え方は、我々も品川区民なので、ぜひそういう方向では思うのですが、あとはそんなに極端に変わらないと思うので、金額のバランスを考えながら、中にはそうではないものもあるかもしれないわけで、そこら辺は分からないですけれども、あとこれもなかなかお答えづらいかもしれませんが、そういう中で何社かずっと同じ、実際に具体的に何か分かって言っているわけではないのですが、同じ会社がずっと何十年も独占的な形でやっているとかということではないと思うので、多分複数の品川区内の事業者の方を使っているのだと思うので、その辺もうまく回るようにと言ったらおかしいで

すが、バランスを取りながらというか、金額が極端に違うと仕方がないけれども、ある程度金額が同じならばなるべく多くの区内のそういう関係のところに行き渡るような感じでやっていただきたいなど。語弊があってはいけないのですけれども、もちろん金額の兼ね合いも見ながらということで。それは1つお願いと、また何かあれば。

それから、簡易型プロポーザル方式。いわゆる価格と内容ということでやっていらっしゃるのですが、恐らく内容がもちろんいいところで、けれども、比べて価格が極端に高い、けれども、内容はいいのでこちらにしようみたいなのは、今まで極端に高いというものはあまりないような気がするのですが、価格を大体そこそこ、少し大きいかもしれないですが、内容が圧倒的にいいので取るみたいなものはあると思いますが、今までのあれとして、極端に価格が違うのだけれども、内容が圧倒的にいいので取ったみたいなそういうケースがあったら教えていただければと思います。課長の中で、記憶があれば。

○東野経理課長

すみません。まず、先ほどの文具等のお話の中で1点答弁漏れがございました。職員が頻繁に使うようなものとかもございますので、そういったものは用品基金、会計管理室のほうで、指定しております用品基金の中での対応というものも一部ございます。それに該当しないものにつきましては、見積り合わせ、ないしは、金額が高くなりますと、指名競争入札というような形で契約をしているものでございます。

それから、簡易型プロポーザル方式でいろいろなパターンがあるということですが、確かに価格が高いけれども内容がいいというようなケースは、過去に私が携わっていた事業の中であったかというふうに記憶してございます。ただ、提案内容がきちんとなされていて、それに実効性が伴っているかという部分での判断ということになりますので、それに価格が見合ったものかどうかというのも1つの審査ポイントとなりますので、そういったものを総合的に勘案した上で決めていくのが簡易型プロポーザルというものになりますので、ご理解いただければと思います。

○たけうち副委員長

分かりました。

○渡辺委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本日の所管事務調査を終了いたします。

4 その他

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○渡辺委員長

次に、予定表4のその他を再度議題に供します。

初めに(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり申出をいたします。

(3) 委員長報告について

○渡辺委員長

次に(3)委員長報告についてを議題に供します。

議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○渡辺委員長

次に(4)その他を議題に供します。その他で何かございますでしょうか。

○古巻総務課長

すみません。先ほどのLINE配信事業のところの答弁ですが、予算の部分、曖昧な答弁をしてしまったのですけれども、確認しましたところ、予算額999,000円でございます。

○渡辺委員長

その他でほかにごございますでしょうか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定はすべて終了いたしました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午前11時19分閉会